

## 佐賀県告示第五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護支援計画を作成させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護支援計画を作成させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年一月二十九日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成二十二年一月一日
  - (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 医療法人ひらまつ病院  
所在地 小城市小城町八一五番地一号
  - (三) 事業所の名称及び所在地  
名 称 ひらまつふれあいクリニック居宅介護支援事業所  
所在地 神埼郡吉野ヶ里町吉田二九二五番地一号
- 二 (一) 指定年月日 平成二十一年十一月二十五日
  - (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人至誠身体障害生活介護支援センター  
所在地 佐賀市田代二丁目七番地二四号
  - (三) 事業所の名称及び所在地  
名 称 至誠居宅介護支援センター  
所在地 佐賀市田代二丁目四番地六号
- 三 (一) 指定年月日 平成二十一年九月一日
  - (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人祥楓会

所在地 神崎市神崎町鶴二九三五番地二

(三) 事業所の名称及び所在地

名 称 居宅介護支援事業所翠晃

所在地 神崎市神崎町鶴二九三五番地二